

4月以降に新車を購入する方から適用になります

4月以降の軽自動車の税額をご確認ください

軽自動車税は4月1日時点で自動車を所有する方に掛かります

○すでに軽自動車を持っている方

○3/31(火)までに

新車の軽自動車を取得する方



変更なし

■現在の税額

区分	乗用		貨物		三輪
			軽トラックなど		
用途	自家用	営業用	自家用	営業用	—
税額	7,200円	5,500円	4,000円	3,000円	3,100円

○4/1(水)に新車の
軽自動車を取得する方平成27年度から、
下表の税額が適用されます○4/2(木)以降に新車の
軽自動車を取得する方平成28年度から、
下表の税額が適用されます
※27年度の軽自動車税は掛かりません

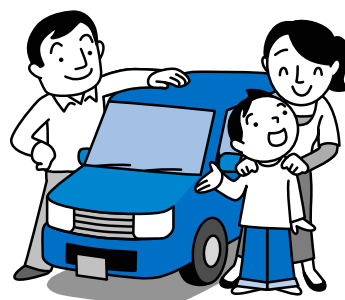
■新たに適用される税額

区分	乗用		貨物		三輪
用途	自家用	営業用	自家用	営業用	—
税額	10,800円	6,900円	5,000円	3,800円	3,900円

軽自動車を持つ方が毎年支払う軽自動車税の金額を引き上げます。対象は、4月以降に新車を取得する方です。これは、普通自動車の税額の4分の1以下である軽自動車税を引き上げ、格差を是正するもの。国の決定に基づき、

全国一律で実施します。なお、軽自動車税は4月1日時点で車を持つ方に掛かります。4月2日以降に取得する方は翌年度から支払いが始まります。

【詳細】中央市税事務所諸税課
(211) 3076



活動を始めた方向けの講座も開催します

2/23(月)移転オープン

ボランティア活動センター

移転後
連絡先

中央区大通西19
社会福祉総合センター4階
☎623-4000 FAX 623-0004

社会福祉
総合センター 4階

センターの3つの特長！

- ボランティアに興味がある方や支援を必要とする方が気軽に相談できます
- ボランティアに生かせる介護や認知症などの知識が身に付けられます
- 活動している方同士で交流を深め、仲間をつくることができます



ボランティアを始めた方や支援を受けた方が相談できるボランティア活動センターが、2月23日(月)に移転オープンします。

移転先は中央区の社会福祉総合センター内。高齢者やひとり親家庭を支える施設が集まっているため、さまざまな世代・立場の方との出会いの場となり、これまで以上に情報交換がしやすくなります。ボランティア経験のない方も大歓迎です。この機会に訪れてみてください。

【詳細】ボランティア活動センター
(223) 6005 (2月23日)以降は☎(623) 4000

注目の講座！

在宅
ボランティア
講座

実際にボランティアをするときに役立つ
介護や会話の仕方を実技を交えて学びます。

日程 ①3/2(月)・4(木)・6(金)・9(月)。全4回、②16(月)・18(木)・20(金)。全3回

定員・費用 各20人。①は1,000円、②は無料

申込 ①は2/12(木)から、②は17(火)から同センターへ

☎223-6005 (2/23(月)以降は☎623-4000)。先着